

かもろ

わが町のシンボル



1 月

No. 90

迎 春

新年おめでとうございます

ここに1967年の輝かしい新春を迎えて 謹んで御健康と御幸福をお祝い申し上げます。

一月のことを陰歴では「むつき」と言います。これは年の始めにお互いがむつみ合うということから起ったと言われております。「1年の計は元旦にあり」今年も又全町一体総親和で更に一步前進の設計のもとに大いに決意を新たに
して勇往邁進愈々近代的な蒲生の建設に努力いたしたいものであります。

年頭の所感

町長 小山田 政弘

昭和四十二年の新春を迎えるに当り謹んで皆様の御健康と御多幸を心からお祈り申し上げます。

新年というものは何となくしに気持が新しくなり、新しい構想や希望がおのずから湧いてきました。

今年はずいぶんしたいとか、こうありたいと思うのであります。そして希望にみちた正月ほど進歩向上に

もえたものはありません。

又新年という時は過去のあらゆるやりそこないを帳消しにして、もう一度新しく出発する機会を与えてくれるものであります。「もう一度新しく」というこの気分が感激と喜びを与え、希望を与え、計画を与えるのであります。

昨年は自からかえりみて内外まことに多事多難の年でありましたが、心機一転を期してここに輝やかしい新年を迎えさせていただき、まずことは一重に皆様の御

寛容と御協力のたまものとあらためて襟を正して、深甚の感謝の意を表する次第であります。

さて、最近の町政諸般の中で特に大きな事項をとりあげてみますと、農林業の構造改善事業の実施も関係方面の御協力と参加農家の熱意と努力により順調に進んでまいりました。

公民館 体育館の建設、蒲生小講堂の大修理、蒲生小危険校舎の改築も竣工して輪換の美を誇り、道路工事については西浦、薄原、漆、大迫、迫方面の県道拡張改修も逐年進捗し、橋梁については漆から広木、終野、山元、米丸鶴田橋と何れも鉄筋の永久橋にかけかえられ、後郷川に関する限り洪水時の心配は解消したと思ひます。引きつづき前郷川の改修にとりかかっているものであります。川平橋はすでに立派に竣工し、シヨウトカットの大事工、

千銀橋、岩戸橋が四十二年度に完成すれば両川の危険ヶ所の護岸工事と相まって大きな治水事業は大体完成の緒についたものと思ひます。その他北地区のバイパス道路、中原線の拡張舗装町単による町道の簡易舗装の年次計画等配慮いたしましたのであります。

又現在は役場庁舎の西側に鉄骨による頑丈な消防会館を建設中で竣工のあかつきには、町民の護りとして備えあれば優なしの偉容を



教育長 議長 町長 語る抱負の新年

呈するものと思ひます。治水、治山、道路の整備は町政の基本的事業でありまして、財産の造成も産業の基盤整備、住民の福祉もそこから出来ていくものと思ひます。

次に一年の計をなすには穀物を植えるにあり、五十年の計をなすには木を植えるにあり、百年の計をなすには人を植えるにありとの訓がありますが、人を植えるということは即ち後継者育成の大事なことをさとし

たものであります。

これはわが蒲生町のような農山村にはびつたりあてはまることだと思ひます。

四十二年度からはこの百年の大計ともいふべき中学校統合の大事業に取り組んでまいり所存であります。

これは画期的な大事業でありましてこれまで関係地方の方とも十分話し合い、町民各位の御理解と協力がなければ出来ない問題でありますので一層の御協力をお願いする次第であります。

時代の要請と申しましょ、うか、四十一年度から従来の自治会制度を地区公民館制度に改め、公民館長、主事、班長さん方には行政の浸透、社会教育の振興のために挺身して御苦労していただいていることも感謝にたえないところであります。民主主義の御時勢とはいえ物質万能の中に埋没した人間の回復を可能にする、社会を建設してすべての人のしあわせな生活を実現することが社会教育の目的であり、国や町の政治行政の根

本の目標であると思ひます

要するに国、県の施策に順応しながら地域の実体に基づいて産業の振興、教育施設の整備充実、民生の安定等、住民の福祉施策の具現をめざし、長期的洞察の上に立つて創造的努力と献身の成果を未来に実らせることこそ明るい豊かな国づくり町づくりを実現する為の方途であると信じます。

なお昭和四十三年は元号が慶応から明治に改められてから百年にあたります。政府においては明治百年を記念するため国家的行事として祝賀記念を実施することにきめておりますが、わが蒲生町は本年があたかも町制実施四十周年に相当するようであります。この間の幾多先人の苦心経営の事績を顧み将来への希望をこめて決意を新たにする機会とするため、これを祝う意義と祝い方を皆さんと共に考えたいと思ひます。所感の一端をのべて新年の御あいさつと致します。

年頭にあたって

議長 脇田 勇吉

昭和四十二年の新春を迎え、町民皆様の御健康と御幸福を御祈り申し上げます

昨年度は、本町におきましては農業構造改善事業、並びに林業構造改善事業を夫々の計画に基づき実施し、関係各位の努力と協力により順調に進んでおります

更に永い間の懸案でありました小学校鉄筋校舎や消防会館建設工事も進み、近

い中に完成致すことと考えています。

新年度は昨年の事業の引継と同時に、本町百年の大計と言われる中学校統合の大きな問題も控えています

私達は町民各位の理解と協力に依り、執行部と一体となり、各種の案件を解決し町民生活向上のため努力したいと思ひます。

又、最近農村出稼事が問題となり、後継者の事が論議されていますが、農業県として最後まで残ると言われる本県にとっても真剣に

考究せねばならぬ問題と思ひます。

近頃日本には、所謂黒い霧の話題で暗い面が余りに多過ぎると思ひます。

交通事故の問題にしても亦然りであります。

本場に明るい日本、蒲生町にしたい念願で一杯です。

明るい家庭の生活それが明朗蒲生町の建設となり日本となると思ひます。

此の理想郷建設に御互い努力致しましょう。

ご存じ

でしたか

理髪店 美容院は毎月

第三日曜日(家庭の日)と毎週月曜日が休みです

蒲生町理容組合

新年おめでとうございませう。

昭和四十二年の新春を迎え、心からお祝詞を申し上げます。

皆様とともに、新しい希望に燃えた、健康で平和な年を迎えることが出来ますことは、まことに喜ばしいことだと存じます。

昨年は、皆様の深い御理解と御協力を戴き、体育館建設、蒲生小危険校舎改築等の大事業を完成することができましたことを、深く感謝いたしております。

小、中学校の子供たちは公教育の中で人間形成を目ざして、各方面に亘る練習を受けておりますが人間完成のため教育の中で学校教育の持つ役割りが大きな比重を占めているとはいへこれだけで完成できるものではなく、地域社会と三者一体になり協力し合つてはじめてその成果が期待できるものと信じております。

現在の学校教育は、一部の秀才を作ることが目的ではなく、いわゆる人造りであり、個性豊かな円満な人間を作り上げることが目的であります。

この目的を達成するためには、より教育効果を高め全般的に学力を向上し、レベルを引き上げていくことが必要であります。

そのためには、一般的な手段として、学校を適正な規模にすることが、最も適切な措置であるといわれております。

このような観点から、町は三年このかた学校整備の問題を検討して参りましたが、とりあえず中学校を一校に統合することが、最も望ましいことであるという結論に達したため、町百年の大計の下に、本年は敷地の買収と整地を行ない、四十三年度から校舎を建設する計画を立て、幸いに関係機関の御理解も戴きましたので、その構想を具体化した

新年のあいさつ

教育長 安楽 光章

ようとする段階にございませう。

この裏には、通学距離や通学費等、多くの問題もある訳でございますが、各地区の皆様の教育に対する熱意と、子供に対する深い愛情とによって、積極的な御理解を戴き、円満に推進できますことを深く感謝申し上げます。

この事業は、本町の教育にとって文字通り百年の大計であり、大事業であります。これを完成するために、町当局、議院等の全面的な協力はもとより、皆様

の深い御理解と御協力がなければ、到底むずかしいこととありますので、町を挙げて御協力下さいますようお願いいたします。

次に社会教育面におきましては、従来の部落単位ではなく、地域ぐるみの教育活動がなされなければ、私たちの生活の向上はむずかしい社会情勢にあるという観点から、昨年四月地区公民館制度にふみきり、一斉に活動が開始されたのであります。

ですが、初年度とはいへ、着実にしかも相当な成果を収められた地区公民館の運営につきましては、僅か九か月を経過したばかりで、いろいろ問題点もあらうかと思ひますが、本町の公民館は県下でも最も優れた活動をして

いる公民館の一つとして高く評価されておりますのでこの町公民館を十分利用して戴き、教養集団、機能集団等を駆使して、お互いの

研修を重ね、明るい住みよい社会の建設に御精進下さいますようお願いいたします。

特に、今日青少年の健全育成、不良化防止が国を挙げて叫ばれていますが、憲法の理念を具現し、平和国家、文化国家或は社会福祉国家として日本が発展していくためには、最も重要な課題の一つでありますし、この問題も地区公民館を中心にして考えていくことが一番望ましいことだと思ひますので、併せて御協力を戴きたいと存じます。

町教育委員会は学校教育社会教育の両面に亘つて窓口が広く、しかも陣容不足で、皆様に満足のいく行き届いたお世話ができませんとを残念に思ひますが、教育に奉仕する者として、本年もできる限りの努力をする覚悟でありますので、本年もどうぞよろしく御指導御協力を賜りますよう、心からお願ひ申し上げます。年頭のあいさつといたします。

検 察 審 査 会

最近新聞の社会面などで
 検察審査会が、小林議員の
 選挙違反事件を、あるいは
 塚田前新潟県知事の中元贈
 賄事件を収権で、取上げた
 とか、また三池炭塵爆発事
 件の申立を受理したとか等
 検察審査会の活動が盛んで
 あるという記事を見かけら
 れる事と思います。

この「検察審査会」とはど
 のような制度でしょうか。

●実例 交通事故の場合
 工員のAさんは或晩道路
 の右側を歩いていてBの
 運転するトラックにはね
 られ重傷を負い、三ヶ月
 後退院はしたもののその
 傷がもとで勤め先もやめ
 なければならなくなしま
 した。

事件直後は見舞や賠償金
 の約束など誠意を見せて
 いたBが後には「検察庁
 が自分を不起訴処分（裁
 判にかけないという処分
 ）にしたから自分には責
 任はない」といって手の
 ひらを返すような態度に
 出て来ました。

Aさんは検察庁のこの処
 分に納得出来ず検察審査
 会に審査を申立しました。
 審査会が検察庁の不起訴
 理由を調査したところ、

イ、事故は双方の不注意
 ロ、示談成立の見込
 ハ、Bに交通事故の前科

がないとあったが、審
 査会ではAさんの申立
 て目撃者Cさんの話、

示談の不成立等から、
 検察庁の処置はBのい
 い分だけを信用したふ

しがあると判断したの
 でBは起訴すべきであ
 ると議決し検察庁はこ

れをいれて起訴し、そ
 の結果裁判所はBに禁
 固六ヶ月の実刑を言渡

した。

●検察審査会とは

裁判所の仕組みとしてこ
 の例のような交通事故に限
 らず詐欺やおどしなどの犯
 罪が起きた場合、犯人を処
 罰するには検察官が事件を
 裁判所に起訴し、裁判所が
 これを裁判することになり
 ます。

ところが事件を起訴する
 かどうかは検察官にまかさ
 れていて、起訴しても有罪
 にするだけの証拠がない場
 合や、証拠が十分であつて
 もあえて加害者を処罪する
 必要がないと考へた場合に
 は加害者を起訴しないこと
 になっております。

検察官は公益の代表者と
 して常に厳正公平に仕事す
 るように心がけていますが

たぐさんの事件を扱ううち
 には調べが足りなかったり
 判断を誤って起訴すべき事

件を不起訴処分にするこ
 とが絶対にならないとはいえませ
 ん

このように検察官が起訴
 すべき事件を不起訴処分に
 した場合、これを改めさせ

ようとするのが検察審査会
 のおもな仕事です。

●民間人が不起訴処分を
 審査する（検察審査員は別
 名、町の検察官といわれて

いる）

検察審査会は衆議院議員
 の選挙権をもつ人の中から
 くじで選ばれた十一人の検
 察審査員が犯罪の被害者な
 どから検察官のした不起訴
 処分に納得できないとして
 審査の申立を受けたときや

みずから得た資料によつて
 不起訴処分に不審をいだい
 たときにはその事件を取り
 あげて審査します。

●加治木検察審査会の場
 所は、

加治木の裁判所の中にあ
 ります。事件を審査しても
 らうのに特別の費用はいり
 ません。

百年木苗無料配布

明治百年記念植樹

昭和四十二年それは明
 治百年であります。

長い封建の夢よりさめ近代
 国家への第一歩をふみ出し
 た近代日本の建国百年であ
 ります。

樹令百年風雪にたえて立つ
 老杉を仰ぎ又来る百年、明
 治二百年の日にそそり立つ

巨木を我等が子孫、我等の
 蒲生町民に捧げたい。

山の樹木は家の宝であり
 町の宝、国の宝であります

此の記念すべき年にあたり
 山を愛し、人を愛し、国を
 愛する人々に百年木の苗を
 贈ります。
 百年木とは、百年以上切
 らずに立てる木のことであ

申立の方法は審査会か役
 場の選挙管理委員会にたず
 ねて下さい。

みなさんのまわりに検察
 官の不起訴処分に納得でき
 ない人がありましたら泣き
 寝入することなく検察審査
 会に申立て審査を受けても
 らいましょう。

ります。明治二百年に樹令
 百年の蒲生メアサの銘木が
 亭々として林立する様祈念
 致します。

●配布日 昭和四十二年

一月五日より成人式の

日（十五日）まで

●樹種本数

蒲生町メアサ

一戸三本

●配布場所

蒲生町森林組合

取りまとめ代表受領は、お

ことわりいたします。

明治百年記念造林を致
 しましょう。

蒲生町森林組合

昭和四十二年一月一
 日より

農業委員会委員選挙
 投票区が変りました

第一投票区 大字白男のうち

上之段 大字上久徳のうち 官内

西、八幡、新辻、宮脇、

辻、後田、川東、青敷

大字米丸のうち、

第二投票区 大字上久徳のうち、町、

中原、霧島、

大字久末のうち、畠田、

迫上、迫中、

大字下久徳のうち、迫東

第三投票区 大字下久徳（迫東を除く）

第四投票区 大字米丸（青敷、上場を

除く）

第五投票区 大字、北

大字、白男のうち、中福

良、白男上、岩戸、

第六投票区 大字、久末のうち、久末

前、後

第七投票区 大字、久末のうち、高牧

第八投票区 大字漆のうち、権現、高

峯、浦、上東、漆上、楠

ケ宇都、浦西、旭、

第九投票区 大字漆のうち、漆下、中

村、漆中、宇都、赤仁田

第十投票区 大字西浦（戸之口、小川

内を除く）

第十一投票区 大字白男のうち、真黒、

薄原、

第十二投票区 大字西浦のうち、戸の口

小川内、

第十三投票区 大字白男のうち、新留前